視覚障害者誘導用ブロック検討会議報告書

Ⅰ　日本盲人会連合　会長挨拶

「視覚障害者の移動の自由を目指して」

　わが国に視覚障害者誘導用ブロック「点字ブロック（点ブロック及び線ブロック）」が誕生し、全国的に普及してきました。

　その結果、視覚障害者は安全に外出し、目的地に移動することができるようになっただけではなく、町がそして地域が視覚障害者を受け入れているという実感を持てる国になりました。

このことは、世界に誇るべきわが国の社会的進歩です。

　時あたかも、昨年（平成２５年）６月に障害者差別解消法が成立し、本年（平成２６年）

１月２０日には障害のある人の権利条約が批准され、わが国も世界で１４１番目の締約国となりましたが、点字ブロックの普及はそうした条約や法律が求めている社会のバリアフリー化やインクルーシブ社会が実現した一場面とも言えます。

　点字ブロックがＪＩＳ化され、統一されたことは極めて有用ですが、建物内における点字ブロックは、現在のＪＩＳ規格のままで良いのかと言う点について、車いすやその他の利用者との関係で調整することが求められていました。

　その結果、多種多様な点字ブロックが建物内に敷設されるようになり、視覚障害者にとってわかりにくくなっただけでなく、危険すら惹起する事態となっています。

　そうした状況をふまえ、建物内における適切な点字ブロックの基準化を目指し、今般調査研究を重ねてきました。

　視覚障害当事者、点字ブロック関連事業者、学者、さらには関係行政機関のご協力をもいただき、十分な検証を重ねながら、新たな基準作りを目指し、本報告書をまとめることができました。

　今後、視覚障害者の外出や建物へのアクセスがいっそう安全で便利になることを目指し、本報告書がその任を果たすことを大いに期待しています。

Ⅱ　平成２６年度　視覚障害者誘導用屋内ブロック検討会議開催要項

１　目　的　　現在、屋外で使用されている「視覚障害者誘導用ブロック」については、

ＪＩＳ規格により一定の内容が確保されている。２０２０年に実施が決まったオリンピッ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ク・パラリンピックに向けて各種の整備が行われるに当たり、さまざまなブロックが出現することは利用者である視覚障害者が戸惑う原因となることが考えられる。これは、現行ＪＩＳが、屋外、屋内を区別せず、統一した規格として適用されるはずであるにもかかわらず、施工者が現行ＪＩＳを無視して設置しているのが原因と言える。そこで、関係者の間で意見調整を行い今後の設置に向けての参考とすることを目的とする。

２　主　催　　社会福祉法人　日本盲人会連合　事業部

３　期　間　　平成２６年５月から平成２６年８月までの間

４　会　場　　日本盲人福祉センター

５　検討委員　視覚障害者誘導用屋内ブロックの検討委員は次の者とする。

　　　　　　　　（１）視覚障害当事者

　　　　　　　　（２）視覚障害者誘導用ブロック製作会社

　　　　　　　　（３）学識経験者

６　選任方法　検討委員の選考は次の方法で行う。

　　　　　　　　（１）視覚障害当事者

　　　　　　　　　　　原則として公募にて委員を募集する。

　　　　　　　　　　　単独歩行を行っている者、全盲だけに限らずロービジョンも含むものとする。また、必要に応じて日本盲人福祉センターの視覚障害者の職員も含むものとする。

　　　　　　　　（２）視覚障害者誘導用ブロック製作会社

　　　　　　　　　　　誘導用ブロックを製作、設置を行っている業者を選考。ホームページ上で「点字ブロック」を検索し、選択された事業者を対象とする。

　　　　　　　　（３）学識経験者

　　　　　　　　　　　視覚障害者誘導用ブロックに関して見識のある者とする。

７　内　容　　屋内用誘導ブロックの設置に関する基準に関する意見交換

８　経　費　　原則として各個人・会社が負担し、謝金等は支払わない。

９　事務局　　社会福祉法人　日本盲人会連合　事業部

　　　　　　　　電　話：０３－３２００－００１１

　　　　　　　　ＦＡＸ：０３－３２００－７７５５

　　　　　　　　メール：[jigyou@jfb.jp](mailto:jigyou@jfb.jp)

Ⅲ　経過報告

１　検討委員会

　１－１　検討委員会の設置

　　　　　この視覚障害者用誘導ブロックの新たな基準を作成するに当たり、視覚障害当事者、視覚障害者用誘導ブロック製作会社並びに学識経験者で委員会を構成し、今年度３回から４回を目途に検討委員会を実施し、方向性を見出すこととして実施した。

　１－２　部会の設置

　　　　　議論を深めるため次の３部会を設置し審議を行った。

　　　　　（１）当事者部会

　　（２）事業者部会

　　　　　（３）合同部会

　１－３　当事者部会

　　　　（１）メンバー人数及び選考方法

　　　　　　点字ＪＢニュースにより委員を公募し単独歩行を行っている者、全盲だけに限らずロービジョンも含んで選任し、併せて日本盲人福祉センターの視覚障害のある職員も含め、全員で１３名委員を構成した。

　　　　（２）当事者検討委員の属性

　　　　　　男性８名　女性５名

　　　　　　全盲　９名　　ロービジョン　４名

　　　　　　２０代１名、３０代３名、４０代３名、５０代３名、６０代以上３名

　１－４　業者部会

　　　　（１）選任方法

　　　　　　業者をホームページ上で「点字ブロック」を検索し、選択された１６の事業者を

対象として、文書を送付し参加した業者を以て委員とした。

　　　　（２）業者の属性

　　　　　　　製造業者

　　　　　　　施行業者

　１－５　学識経験者

　　　　（１）選任方法

　　　　　　福祉のまちづくり学会の役員を対象として出席を依頼した。

　　　　（２）応じた委員

　中央大学　研究開発機構教授　秋山哲男

　慶応義塾大学経済学部教授　　中野泰志

２　検討会議の経過について

　２－１　第１回検討会議

　　　　第１回目については、利用者と業者を分けてそれぞれの意見を聞いて実施した。

　　　　　（１）当事者部会　平成２６年５月２８日（水）１０時～１１時３０分

　　　　　（２）事業者部会　平成２６年５月２８日（水）１４時～１６時

　２－２　第２回検討会議

　　　　　　合同部会　平成２６年６月２７日（金）１４時３０分～１６時３０分

　２－３　第３回検討会議

　　　　　　合同部会　平成２６年８月　６日（水）１４時～１６時

　２－４　第４回検討会議

　　　　　　合同部会　平成２６年８月２５日（月）１５時～１６時３０分

３　検討内容について

　　以下に第１回から第４回までの会議内容について記載。

　３－１　第１回検討委員会

　３－１－１　当事者部会次第

　　　　　　　期日：平成２６年５月２８日（水）１０時～１１時３０分

　　　　　　　会場：日本盲人福祉センター２階研修室Ａ

　　　　　　　次第：１　あいさつ

　　　　　　　　　　２　出席者自己紹介

　　　　　　　　　　３　進め方について

　　　　　　　　　　４　意見交換

　　　　　　　　　　（１）視覚障害者誘導用ブロックのＪＩＳ基準について

　　　　　　　　　　（２）屋外用誘導ブロックの問題点について

　　　　　　　　　　（３）屋内用誘導ブロックの基準について

　　　　　　　　　　５　事務連絡

　　　　　　　　　　６　閉会

　３－１－２　意見交換

　　議題４に関する意見（参加者の意見をそのまま記載のため重複する内容がある）

　　・ブロック自体が雨天時や氷結時に歩行者が滑りやすい。

　　・周囲の環境と調和する色合いを「デザイン優先」で選ぶ為、弱視者の役に立っていない。

　　・ブロックの種類が複数存在している。

　　・一つの駅に複数のタイプのブロックが設置されている場合もある。

　　・駅のプラットホームで滑り止めを点字ブロックと間違えて、その上を歩いてしまう。

　　・晴眼者の人には、無理解・無頓着な人も多い。

　　・点字ブロックの上に商品が置いてあったり、駐車・駐輪されていることも多い。

　　・ブロックが雨などで滑る。

　　・景観を重視して分かりにくい場合がある。

　　・ロンドンパラリンピックに行ったが、競技場では使われていなかった。

　　・屋内競技場に使うとなると問題があると考える。

・今のＪＩＳ規格をそのまま実施するようなものについては問題があると考える。

　　・福井県のあるメーカーが屋内用として発表した（どのようなものかはわからない）

　　・当事者がわからないものが使われるのを規制してほしい。

　　・屋内用ブロックの基準を問い合わせしたが、通産省の回答はＪＩＳ規格で対応して良いとの回答であった。

　　・ＪＩＳを作るのに３年程度かかると考えられているため、ＪＩＳ基準でなくても決めるべき。

　　・屋内ブロックに対して、次のような問題があった。

　　　　養護施設の医師から、ブロックをひかれては困ると意見があった。

　　　　老健施設において車いすが困っていた。

　　　　屋内用として３種類ある。

　　　　　Ａ：１ｍｍ（大田区役所）

　　　　　Ｂ：１．３ｍｍと言うのがある。

　　　　　Ｃ：マット状のものが敷かれている（杉並区役所）

　　・問題は養護施設や老健施設の場合は、敷設が難しく邪魔にならないようなものが必要。

　　・高さの問題でクレームがつくのは、脊損（車いす）の人たちである。

　　・ブロックを頼るのは私たち視覚障害者なので基準を作ってほしい。

　　・視覚障害者専用の建物であればそれでも良いが、さまざまな公共施設では利用者が多数いるので高さや数については減らしても良いのではないか。

　　・フローリングにカーペットを敷いてそこにブロックを引いてもわかりにくい。

　　・足裏だけでなく白杖を使って確認するので、低くてもわかるものが必要。

　　・インターロッキングがブロックの代わりになるものと思われる。

　　・外との連続性のあるものを考えて作る必要がある。

　　・入り口から案内、案内からトイレなどへの誘導が必要。

　　・ロービジョンのためには、色などのコントラストがあった方が良いかもしれない。

　　・屋内用ブロックについては、当事者の検証が必要と考えている。

　　・ＪＩＳ基準の５ｍｍを使うのであれば車いすなどにも配慮する設定が必要。

　　・ＪＲでは色があせたらすぐに取り換えるように指示をしている。

　　・ピータイルというのがあるが、絨毯のピータイルがあるピータイルをブロック用として作ってはどうか。

　・屋内用であれば幅は狭くなっても良いのではないかと考える（３０ｃｍ→１５ｃｍ）

　・硬質ゴムであれば怪我は少なく杖でもわかると考える。

　　・環境にやさしく見た目でわかるようにしていくことが大切。

　　・メーカーに作ってもらうよう提案することはどうか？

　　・外での歩車道段差の２ｃｍの規定がきちんとあっても守られていないため、基準を作ったら示すことが必要。

　　・ブロックが邪魔なら見える人が避ければ良いと考えている。

　　・屋内用の基準を決めても建築士が設計仕様書に入れていかなければ話にならない。

　　・視覚障害であるが手術後、車いすの体験した中ではブロックは邪魔に思った。

　　・屋内用の５ｍｍはどうかと思う。

　　・高さ５ｍｍのものは残しても良いが、ブロックの幅を狭くするのはどうか。

　　・屋外でも３０ｃｍの幅はあってほしい。前後から人が来られた時によけられない。

　　・室内であれば幅が半分のものでも構わないと考える。

　　・屋内でも公共性の高い部分では、幅の広い方が必要かと思う。

　　・誘導ブロックの色が何色かあるが（３種類）同じような色のブロックがあって大変わかりづらかった。

　　・床材の色やフロアとのコントラストは必要と思う。

　　・杖でわかる感覚が必要。

　　・業者が視覚障害者の意見を聞かずに勝手に作るのはまずいと考えるし、当事者の意見を多く取り入れることが必要。

　３－１－３　事業者部会次第

　　　　　　　期日：平成２６年５月２８日（水）１４時～１６時

　　　　　　　会場：日本盲人福祉センター２階研修室Ａ

　　　　　　　次第：１　あいさつ

　　　　　　　　　　２　出席者自己紹介

　　　　　　　　　　３　進め方について

　　　　　　　　　　４　意見交換

　　　　　　　　　　（１）視覚障害者誘導用ブロックのＪＩＳ基準について（確認）

　　　　　　　　　　（２）屋内用誘導ブロックの問題点について（報告）

　　　　　　　　　　（３）各社における屋内用誘導ブロックの基準について（発表）

　　　　　　　　　　５　事務連絡

　　　　　　　　　　（１）次回検討会議日程

　　　　　　　　　　（２）次回検討会議の内容

　　　　　　　　　　６　閉会

　３－１－４　意見交換

　　議題４に関する意見交換で、業者の意見をそのまま記載の為重複する内容がある。

　　・車いすなどが多い建物については、高さが低いものでも良いと考える。

　　・作る業者や施工主が、わかりやすさと歩きやすさを考えて作成。

　　・屋内用を決めたとしても、屋外用との整合性をどうするか。

　　・屋外とのつなぎの部分を決めることが必要。

　　・屋内用とするなら経産省を入れて決めたほうが良いと考える。

　　・基本的にはＪＩＳ規格のものを使用すべきである。

　　・沿線上のホームを見ると形状などが違っているものが見られる。

　　・いろんな種類のものがあったら間違いはないのか？

　　・ホームにあるのがはがれていたりするが、これは危険などではないか。

　　・ブロックは屋内外を分けていない。

　　・車いすやベビーカー等、他の人の意見も聞くべきである。

　　・視覚障害者が少し譲って意見を聞くようにしてはどうか。

　　・他の障害者に優しいブロックにしても良いのではないか。

　　・線ブロックなどの本数も２本ではどうか？

　　・経産省にも話を持って行ってはどうか。

　　・誘導マットを作っているが屋内専用のマットであり誘導ブロックの補助的なものである。

　　・規格を一つにすることは屋内では難しいのではないか。

　　・２本線があるが、当時の関係者も一応の見解を持っているだろう。

・当事者の意見を聞かずに不用意に出てきた物が混乱を招いていると考えている。

　　・ＪＩＳ規格については現在あるものを「屋内外共通」とすれば良いと思われる。

　　・ＪＩＳが立ち上がった時は形状重視で決めた経緯がある。

　　・改定のところではいろいろと議論したが、なかなか決まらなかった。

　　・ＪＩＳもここまで来たのでそれを順守してほしい。

　　・営業から低いブロックの提案があった。

　　・地元と話をしてみると低くても良いと言われた。

　　・つまずいたり、水たまりなどができている。

　　・ＪＩＳができてからの過渡期なので企画が広まっていない。

　　・屋内について、公共施設でもいたるところに張り巡らしたが、その後エントランス迄で構わないようになってきた。

　　・ＪＩＳを保管する形で公共機関に守らせることが重要。

　　・ＪＩＳで決まっているのでそのままやってほしい。

　　・価格が安ければ良いわけではない。

　　・屋内外を分けて選択してもその区別が難しい。机上論としてできてもその値の整合性をどこまで行うか疑問が残る。

　　・基本的に点字ブロックはＪＩＳが基本であり、ＩＳＯになって行ったので世界基準になった。

　　・できるだけＪＩＳ規格が望ましいと思われる。

　　・屋内外の基準は、公共空間ではＪＩＳで対応すべきであると考える。

　　・エスコットというのがあるが、杖ではわかりにくいとの意見がある。

　　・突起が低いと車いすでも対応が可能であると思われる。

　　・ＪＩＳ規格でもやわらかい素材の物はどうか。

　　・ブロックの設置位置を考慮してみると違ってくると考えている。

　　・形状は絶対的なものとして順守すべきである。

　　・ブロックについての相談があった場合はＪＩＳ規格が良いと答えている。

　　・連続性を考えると、いろいろな形があるより統一が望ましい。

　　・視覚障碍者誘導用ブロックの枝線として考えるとマットでも良いのではないかと考える。

　　・外からの部分との接合部はＪＩＳ規格で行うべきであると考える。

　　・点字ブロックは、日本発のＩＳＯ規格であると考えている。

３－１－５　屋内用誘導ブロックの基準に含む項目

　　・公共性の高い部分（ロビー・エントランス）は幅が30cm四方以上は必要。

　　・廊下などはその幅に合わせて１５cm～３０cm

　　・公共性の高い場所の高さを５mmは確保してほしい。

　　・屋内の廊下などは高さ２．５mmでも良いと考える。

　　・階段部分の警告ブロックの高さは５mmを崩さないようにしてほしい。

　　・線状突起の本数は２本を下限とし、ブロックの大きさに応じて増やすことはどうか。

　　・公共性の高い部分（ロビー・エントランス）は高さ５mmとし、廊下などは高さ２．５mmとする。

　　・形状はハーフドーム型でなく、直角のもの等を考慮する。

３－１－６　当事者部会、事業者部会共通資料

資料１

　屋外用「視覚障害者用誘導ブロック」

　　概要　JIS T9251-2001 規格

　　　　　JIS T9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列に関する規定）は２００１年に制定。

　　　　　それ以前には様々なタイプの点字パターンが採用され、現在はJIS 規格と規格外のものが混在している状態。

　　　　　しかし、既存の視覚障害者誘導用標示の全てを早急にJIS規格のものへ交換するのは困難であり、しばらくは混在の状態が続くと考える。

　下記にJIS T9251-2001の規格の概要を説明

●視覚障害者誘導用ブロック等の突起

　　　視覚障害者に対して、前方の危険の可能性もしくは歩行方向の変更の必要性を予告すること又は歩行方向を案内することを目的とし、靴底や白杖で触れることにより認知させる点状又は棒状の突起。

●警告ブロック（点状突起）

　　　・注意を喚起する位置を示すための突起。

　　　・配列は並列配列とする。

　　　・点状突起を配列するブロック等の大きさは30cm四方以上。

　　　・点状突起の数は25（5×5）点を下限とし、ブロックの大きさに応じて増やす。

　　　・点の頂部の直径は12mm

　　　・点の間隔は中心間で55～60mm

　　　・点の高さは5mm

●誘導ブロック（線状突起）

　　　・移動方向を指示するための突起。

　　　・突起形状は棒状であり、その長手方向が移動方向を示す。

　　　・線状突起の本数は4本を下限とし、ブロックの大きさに応じて増やす。

　　　・線の頂部の幅17mm、長さは270mm以上。

　　　・底部はそれぞれプラス10mm（両側で）

　　　・線の高さは5mm

　　　・線の間隔は中心間で75mm

※ハーフドーム型とは？

　　　線状及び点状の突起（靴底との接地面）が平面になっているもの。

　　　突起上面と斜面との交差角にRを持たせてつまずきや角の欠落防止、製造上の便宜を図るなどの場合には、角のRは2mm以下とする。

※並列配置とは？

　　　点状突起の配列方法のひとつで、最短距離の突起同士の中心を結ぶ線が、ブロック等の外縁と平行になるように配列されているもの。

資料２

●問題点

　　・ブロック自体が雨天時や氷結時に歩行者が滑りやすい。

　　・周囲の環境と調和する色合いを「デザイン優先」で選ぶ為、弱視者の役に立っていない。

　・ブロックの種類が複数存在している。

　　・一つの駅に複数のタイプのブロックが設置されている場合もある。

　　・駅のプラットホームで滑り止めを点字ブロックと間違えて、その上を歩いてしまう。

・晴眼者の人には、無理解・無頓着な人も多い。

　　・点字ブロックの上に商品が置いてあったり、駐車・駐輪されていることも多い。

　　・ブロックが雨などで滑る。

　　・景観を重視して分かりにくい場合がある。

資料３　ブロック製造会社に対して次の文書を送付し回答を求めた。

屋内用視覚障害者誘導用ブロックの各社における基準について

会社・事業者名：業者委員名簿参照

● 警告ブロック（点状突起）

　　・配列

　　・ブロック等の大きさ

　　・点状突起の数

　　・点の頂部の直径

　　・点の間隔

　　・点の高さ

● 誘導ブロック（線状突起）

　・突起形状

　・線状突起の本数

　・線の頂部の幅

　・線の高さ

　・線の間隔

３－２　第２回検討委員会

　３－２－１　合同部会次第

期日：平成２６年６月２７日（金）１４時３０分～１６時３０分

会場：日本盲人福祉センター２階研修室Ａ・Ｂ・Ｃ

次第：１　あいさつ

　　　　　２　出席者自己紹介

　　　　　３　体験の感想発表

　　　　　４　意見交換

　　　　　　（１）屋内用誘導ブロックの呼び方

　　　　　　（２）設置場所

　　　　　　（３）ＪＩＳ規格外（屋内用）の基準

　　　　　　　　　１．色について

　　　　　　　　　　　　　　２．高さと幅について

　　　　　　　　　　　　　　３．本数・数など

　　　　　　　　　　５　事務連絡

　　　　　　　　　　　（１）次回検討会議日程　８月５日～９日の間

６　閉会

＊　会議前に高さの低いブロックなどの体験を実施。

　３－２－２　低いブロック体験

　　（１）ブロックの形状

　　　　　　サンプルとして次の４種類のブロックを設置し全員が体験を行った。

　　　　１：絨毯に２．２mmの高さの５０mmのラインを直接黄色のラインテープで４本装着した。

　　　　２：絨毯に２．２mmの高さの５０mmのラインを直接黄色のラインテープで２本装着し、その両側に赤い５０mmのラインを引いた。

　　　　３：絨毯に２．２mmの高さの５０mmのラインを直接黄色のラインテープで４本装着した。

　 ４：絨毯に直接誘導マットを敷設した。

　　（２）体験の方法

　　　　・白杖は石突の部分がスタンダードタイプ、ローラー、パームチップなどを使用して体験を実施した。

　　　　・車椅子に見立てた台車を使用してその体験も実施した。

※当日の状況





３－２－３　体験の感想発表（当事者、業者共通）

　　参加者の意見をそのまま記載のため重複する内容がある。

　　・線が多い方がわかりやすい。

　　・いろいろ試してみたが線の多い方がずれてもわかりやすい。

　　・マットも試してみたが設置する場所によっても違うが少しわかりづらい。

　　・線ブロックがわかりづらい。

　　・２本線はわからない。

　　・作るとすれば３～４本が良い。できれば４本が良い。

　　・４本線がわかりやすかった。

　　・慣れているからかもしれないが４本が良い。

　　・絨毯に直接なので盛り上がりが少ないが、わかりやすかった。

　　・マットの場合は凹凸の部分が異なっていたので少し感覚が違った。

　　・マットの場合、杖で叩くと音で感じた部分があった。

　　・４本ないし３本がわかりやすかった。

　　・杖で探ったときや足で感じた時でやってみた。

　　・２本は外れてしまうとわかりにくいと感じた。

　　・３～４の本数の違和感がなかった。

　　・ある程度の幅は必要で、またいでしまうことが少ないと感じた。

　　・マットは他の床とは違うことが分かった。

　　・突起のあるものに慣れている為わかりづらかった。

　　・予めマットとして認識があるのでわかったが通常だとどうかと考えられる。

　　・台車に乗って確認してみたが衝撃は少なかった。ただし、車いすと一緒では無いという

ことは認識している。

　　・幅が狭い分わかりにくい状況であった。

　　・初めてなので最初はわかりにくかったが、慣れればわかるかもしれない。

　　・材質が違えばわかるかもしれない。

　　・室内用としてみた場合、高さが低くても可能だと考える。

　　・室内ではブロックの上を滑らすのでそれは良いと感じた。

　　・マットはどこに引くようなコンセプト化？ブロックが引けない時に直角に行うようゴム

で作っている。

　　・車いすやバギーなどに衝撃が少ないものが良いと思われる。

　　・絨毯にビニールテープなのでわかったと思う。

　　・本数の多い方がまたぎこさない感じである。

　　・線の端に足をかけて歩くので幅が広いのにはどうか。

　　・マットは幅が広いのでジグザグに歩いてしまう。

　　・マットは形状がアーチ状なのでずれてしまう。

　　・マットはドアの前などには有効かと思われる。

　　・屋内として考えるなら場所などによって線の高さや本数などが変更されても良いと考え

る。

　　・弱視なので見た目から言うと４本が良いと感じた。

　　・ブロックの上を歩いた感じではあまり出ていないので良いと感じた。

　　・マットはフラットなのでわかりにくいが車いすなどには良いかもしれない。

　　・ローラータイプの杖ではラインからはじかれてしまう感じがした。

　　・室内と言う事であれば杖はあまり対応できないかもしれない。そうすると４本が良い

と思われる。

　　・マットは、認知されたりそのものが理解されれば利用できるかもしれないと思われる。

　　・高さ２mmでも可能と言う意見が多かったが、低すぎるかもしれないと思う。

　　・マットの場合、ゴムの質感はフロアとのマッチングで違うと考えている。

　　・廊下でやってみたら、ブロックとは違うことが認識されると考えている。

　　・ブロックは受付までしか付けないことが多かったので後付けで施工する事が多い。

　　・高さは７mmであるが少しアーチ型なのだが平らな感じがする。

　　・ブロックではないのでここで比較されるとどうかと思われる。

　　・当事者の意見により、いろいろ変化してきているマットである。

・マットはどこから声が上がったのか。

　　・マットは病院で待合からトイレにいけないのでこれを考えた。

　　・マットは病院でも使えるものとして作成し材質もゴムにした経緯がある。

・絨毯の上だとわからないことが多い。

　　・幅があるのでロービジョンでもわかると考えた。

　　・輝度比を分けたものも作っている。

　　・屋内用として考えているので低めで設定することが流れみたいであるが、警告ブロッ

クとして高さは必要である。

・展示ブロックはエントランスや案内までが主流であるので打開は難しいと考える。

　　・ＪＩＳ基準は病院や高齢者施設での問題があると考えている。

・手すりなどでの誘導はどうか。

　　・手すりなどで代用できないか？

　　・病院などでは、ストレッチャーなどを壁際に置くことが多いので難しい。

　　・入院病棟では、ストレッチャーや車いすになってしまう。

　　・連続性な導線になっているので手すりにも届かない状況がある。

　　・見える人には有効であるが見えない人では難しい。

　　・手すりに点字が書いてあるが、あれは役に立っているのか。

　　・手すりとブロックは違うものであるため代用はできない。

　　・切り替えの考えが必要。

　　・手すりの点字はつけている施設は少ない。

　　・ＪＩＳ規格以外のものをＪＩＳに併せることが流れとしてあるのに対して、本数を減ら

したり低くしたりすることが良いのか。

　　・４種類あるが想定内の意見だったと思う。屋内とは何を指すのか明確にする必要がある。

　　・中心が黄色で外枠が赤だったので見やすいと感じた。高さについては低くても分かるよ

うに感じた。

　　・点の高さについては意見が出されなかった。

　　・もう少し多種の物をセットして感想を聞きたかった。

　　・この屋内用をどのように認識するか。

　　・外来と病棟とは違う。

　　・認知作業は必要なことだと考えている。

　　・不特定多数が使用するところについてはＪＩＳ規格が必要。

　　・どのようなところでどのような規格が必要か。

　　・室内用規格としては考慮が必要である。

　　・ＪＩＳ規格の物を作っている。

　　・今日のメンバーにわかるが、海外から来たメンバーに理解されるかが問題である。

　　・あえてＪＩＳ規格を変えるのであれば手続きが必要。

　　・健常者の意見が多いので他の人の意見も入れる方が良いと考える。

　　・場所ごとの規格があっても良いのではないかと考える。

　３－２－４　意見交換

　　・個々の建物で屋内用と言うのが作られてきた。

　　・どうゆう発想かわからないが高さや幅、材質など自由にやられている。

　　・ＪＩＳで対応されるべきところはそれでやる。

　　・当事者が屋内で動く場合は基準を決めてほしい。

　　・安全性、行動に対して適しているか。

　　（１）ＪＩＳ規格外（屋内用）の基準に対する意見交換

　　　　　・２．５mmは適していると考える。

　　　　　・施行上土台の高さが必要、その高さはどこまで許容されるか。

　　　　　・面を取るとわかりやすいと思う。

　　（２）本数・数などに対する意見

　　　　　・ＪＩＳ基準で行うべきものである。

　　（３）設置場所

　　　　　・福祉プラザの中には１階が５mmであるが２階には警告ブロックがある。

　　　　　・壁から６０cmのところには厚さ２mm程度のマットが引いてある。

　　　　　・ＪＩＳは入り口、エントランス、受付階段などはこれで決まっている。

　　　　　・トイレにはブロックを設置することになっているのにもかかわらず設置されない。

　　　　　・受付、窓口、入り口、エレベーターの部分につけるべき。

　　　　　・病院では、受付、トイレ、カウンターなどには必要。

　　　　　・病院のポイントのところには必要なものである。

　　　　　・視覚障害者は白杖と足で情報を取りながら歩くので、ブロックが引いてある事が重要。

　　　　　・外国から来た人には説明が必要。

　　　　　・規格をきちんとしたもの。

　　（４）屋内用誘導ブロックの呼び方に対する意見

　　　　　・施工に関してはガイドラインや日盲連意見を明確に表明すべきものである。

　・設計や建築関係にアピールすることが必要。

　　　　　・特例として日盲連が提案していくことが必要。

３－３　第３回検討委員会

３－３－１　第３回次第（合同部会）

期日：平成２６年８月６日（水）１４時～１６時

会場：日本盲人福祉センター２階研修室Ｂ・Ｃ

次第　１　あいさつ

２　出席者自己紹介

３　体験の感想発表（前回との比較）

４　意見交換

　　　　　　　　　　　（１）ＪＩＳ規格外（屋内用）の基準

　　　　　　　　　　　　　　１．色について

　　　　　　　　　　　　　　２．高さと幅について

　　３．本数・数など

　　　　　　　　　　　（２）具体的な設置場所

　　　　　　　　　　　　　　●視覚障害者誘導用屋内ブロックの使用できる場所

　　　　　　　　　　　　　　●誘導用ブロックの設置に関する留意点

５　事務連絡

　　　　　　　　　　　　（１）第４回（最終回）検討会議日程　８月２５日（月）

６　閉会

＊会議前に高さが低いブロックの体験を実施

３－３－２　低いブロック体験

　　（１）ブロックの形状

　　　　　サンプルとして次の４種類のブロックを設置し、全員が体験を行った。

１．高さ２．５ｍｍの警告ブロック

２．高さ２．５ｍｍの誘導ブロック

３．高さ３ｍｍの警告ブロック

４．高さ３ｍｍの誘導ブロック

　　（２）体験の方法

　　　　　白杖は石突の部分がスタンダードタイプ、ローラー、パームチップなどを使用して体験を実施した。

３－３－３　意見交換

　　参加者の意見をそのまま記載のため重複する内容がある。

　　（１）当事者意見

　　・問題の発端は、都内の屋内用と称するブロック（マット）が引かれたことが問題となったものである。

　　・大田区では会員から苦情が出た。杉並区役所に設置された物は晴眼者が提案していたものであり、当事者も全体を考えずに了解するケースが見られた。

　　・その原因は、ＪＩＳ規格が無いために混乱することになると考える。

　　・このＪＩＳ規格がない為にさまざまなブロックが出ることは良くないと考える。

　　・１ｍｍでも良いと業者発言があったが、当事者が良いと言ったので設置されている。

　　・公にきちんとした基準を作ることが必要である。

　　・医療機関・高齢者施設などにはＪＩＳ規格ではないブロックの敷設が必要である。

　・２０２０年パラリンピックの屋内競技場で使われることを考えると屋内で使われるものの統一が必要であると考える。

　　・現在のＪＩＳ規格では外国で問題があると考えている

　　・ＪＩＳはそのままにして高さを低くすることで基準を置くことが必要だと考える。

　　・いわゆる準ＪＩＳ規格として普及させることが必要。

　　・誘導ブロックの本数は４本とすることが必要。

　　・準ＪＩＳ規格として、パラリンピックを前に早く結論を出すことである。

　　・全盲で一人歩きをしている者を中心に考えることが必要である。

　　・一人歩きの全盲だけではなく、ロービジョンの意見も取り入れることが重要と考える。

　　・屋外はＪＩＳ規格を徹底する事と、屋内での敷設を早急に解決することが必要。

　　・サンプルの点字ブロックを３種類体験した（５ｍｍ）はわかりやすかったが、屋内で引いた場合は少し高い感じがある。

　　・足や杖で探索したが、固い素材のブロックはわかるが柔らかい素材のブロックはわかりにくい。

　　・線の少ない物は、幅員の狭い所では２本でも良いと思われる。

　　・準ＪＩＳの高さを２．５ｍｍにすることが良いと考える。

　　・３ｍｍと２．５ｍｍでは３ｍｍが高く感じた。

　　・黄色が基準ではあるが、色は色覚障碍者に聞く方が良いと感じた。

　　・硬質のブロックも屋内では歩けるのではないかと感じた。

　　・岡山の物は２．５ｍｍは違和感がなく車いすでも問題はないと感じた。

　　・狭いところではＪＩＳの２．５mmでの２本線も必要と考える。

　　・２．５ｍｍと３ｍｍはだいぶ違う感じがする。

　　・材質で考えると草竹さんのはやわらかい。歩いた感じでは安全センターさんが歩きやすいと感じた。

　　・屋内に関する基準をどうするかを決めて２．５ｍｍとするのは良いがショッピングモールなどは外としておくことが必要と感じた。

　　・敷設の基準も緩めてほしいと感じる。

　　・どこに敷設する場合でも点字ブロックの両側を５０ｃｍ開けてほしい。

（２）業者意見

　　・前回は手作り２．２ｍｍだったのを２．５ｍｍにした。

　　・本数も４本で対応した。

　　・狭いところで２本もあるし、現在すでに応用されている。

　　・２．５ｍｍと５ｍｍを見たが３ｍｍも体験してもらった。

　　・これらの意見をどこでまとめるかが問題。

　　・背景の説明をしてもらったが、使用する施設などをどのようにしていくか。

　　・実施過程でどのようにするか、屋内の定義をどうするか。

　　・わかりやすくする為には２．５ｍｍの使用可能な範囲を限定することが必要である。

　　・物作りでは完成されたものの誤差いわゆる「幅」を見ている。

　　・施行面でプラスとマイナスがあると考えている。

　　・ＪＩＳでの高さではどこまで認めていくか。

　　・高齢者と若者のつま先の上がり具合の位置を調べた結果、高齢者は２．９ｍｍ、若者は３．９ｍｍとなる。

　・山ができてアーチ形が一歩となる。

　　・これを基準とすると５ｍｍは引っかかるが２．５ｍｍはギリギリのところと考える。

　　・高さのばらつきをどうするか。

　　・滑らないようにとの要望は難しくこれを追及するとかえって躓くようになった。

・すべりの差が出ると転ぶ可能性がある。

　　・滑りの抵抗値を測定するものはなかなかなく、測定方法がないのが現実である。

　　・もともと病院などでの使用を考慮して車いすなどの抵抗を考えてやわらかいものを使用した。

　　・ある程度の高さを決めることが重要。

　・線・点の高さにプラスして土台の厚さも考えないといけない感じがする。

　　・土台の高さは気にならないのか、低めに抑えるのか意見を決める必要がある。

　・施工を行う観点から土台があると施工しやすい。

　　・土台に関しては貼り付けタイプでは土台の部分をどのように考えるか。

　　・平坦とは２ｍｍ以下を言うと考える。

　　・この高さがＪＩＳの中でも問題になると考える。

　３－３－４　ＪＩＳ規格外の基準に対する意見

　　・名称は、ＪＩＳを意識したものが良いと考える。

　　・説明として、屋内において視覚障害者に対して前方の危険の可能性もしくは歩行方向の変更の必要性を予告すること又は歩行方向を案内することを目的とし、靴底や白杖で触れることにより認知させる点状又は棒状の突起とする。

　　・ブロックの色はセーフティイエローとしている。

　　・建築家の６割は黄色が景観に悪いと思っている。

　　・汚れや劣化により輝度比が低くなる。

　　・輝度比を保つことを提案することが必要。

　　・老朽化に対する再整備を提案することとしてはどうか。

　　・道路、建築物、ＪＩＳについては担当が違う。

　　・道路にも意識しておくことが必要である。

　　・例外的に病院では使用されていない。ＪＩＳの強制力はどこまであるのか。

　　・もっと強い力で設置することはできないのか。

　　・ＪＩＳは標準を定めているので強制力はない。

　　・実際はそれを標準として行うことを求めているものであり、強制力がないのでいくつもの物ができていることが問題。

　　・山口県萩市では条例で黄色を禁止している。しかし、コントラストをはっきりすることで見やすいブロックになっている。

　・ＪＩＳは努力目標で強制力はないため条例で決められるとどうしようもない。

　・場合によっては「人権侵害」として申し入れを行うことが必要。

　　・景観条例と交通バリアフリー法との関係を見る必要がある。

　　・ＩＳＯでセーフティイエローがあることは外国も同じ色が必要ということであると考える。

　　・建築・公共交通・道路等を明確に定めることが必要。

　　・当事者にとって重要なことなので配慮は必要であるが調整を図ってほしい。

　　・これについては資料のとおり認められた。

３－３－５　施工上の注意について

　　・低いブロックを使うときには、限定的に使用することを明記する必要がある。

　　・歩道の段差２ｃｍも話し合いをした経緯があるので意見調整をすることが必要。

　・高さの低いブロックについて、次の資料のとおり認められた。

３－３－６　資料：低いブロックの基準（原案）

　（１）警告ブロック（点状突起）

　・原則としてＪＩＳ規格（高さ５ｍｍのもの）を順守するが、分岐などは高さ２．５ｍｍとする。

　（２）誘導ブロック（線状突起）

　　　・原則としてＪＩＳ規格を順守し、高さについては２．５ｍｍとする。

３－３－７　具体的な設置場所「視覚障害者誘導用ブロック（低い基準）の使用できる場所」についての意見

・「屋内」とはどこの部分を示すのか。

・具体的な場所を提示しないと「屋内」に紛れてＪＩＳ規格で必要な部分まで含まれる。

ことが想定されるため、このブロックを使用する場所を明確に示す必要がある。

　　・空港・駅の構内・大規模施設のエントランス・役所・渡り廊下など、これらは屋外とみ

なすことが自然。

　　・デパート・スーパー等はどちらに入るのか。

　　・特別特定建築物に明記されているのでそこを基準とすることが良いのではないか。

　　・総合病院の診察フロア・個人病院内・ホテルの客室フロア・老人保健施設・オフィスビ

ル内廊下は屋内と認めても良いのではないか。

　　・誘導ブロックは低いものを使用しても場合によっては高い警告ブロックも設置する必要

はないのか。

　　・今まで線も点も低いものとして考えられていたが、必要に応じて組み合わせを考えても

良いのではないか。

・階段とスロープはＪＩＳ規格を使用することは原則とし、低いものとの組み合わせを

考える。

　３－３－８　視覚障害者誘導用ブロック設置に関する留意点

　　・設置の場面において、不都合な状況がみられる場合など、周囲の状況を含めて環境につ

　　　いて確認を行う。

　　・車いす・ベビーカー・杖を使って歩行する方など周囲と調和して共存できるように、配

　　　慮して設置する。

　　・植木や植え込みなどからの距離も考える必要がある。

　　・滑らない素材を使う。

　　・廊下の幅に対して、バランスのとれた敷き方をする。

　　・歩行ルートの連続性を考えた場合、総合案内までは設置されているが、その先の屋内スペースにも設置することが必要。

　　・国交省のガイドラインに沿って実施する。

　　・ＪＩＳが変更になった場合は連動するようにする。

　３－３－９　「視覚障害者用誘導用屋内ブロック」規格（修正案）

　　　視覚障害者誘導用屋内ブロック等の突起の形状・寸法その配列に関する規定を次のとおり申し合わせを行う。

　　　下記に規格の概要を説明

　　　名称　視覚障害者誘導用屋内ブロック

　　　説明　屋内において、視覚障害者に対して前方の危険の可能性もしくは歩行方向の変更の必要性を予告すること又は歩行方向を案内することを目的とし、靴底や白杖で触れることにより認知させる点状又は棒状の突起とする。

　●警告ブロック（点状突起）

　　・注意を喚起する位置を示すための突起。これには分岐点及び階段・斜路部分を示す突起。

　　・配列は並列配列とする。

　　・点状突起を配列するブロック等の大きさは30cm四方以上。

　　・点状突起の数は25（5×5）点を下限とし、ブロックの大きさに応じて増やす。

　　・点の頂部の直径は１２ｍｍ

　　・点の間隔は中心間で５５ｍｍ～６０ｍｍ

　　・点の高さは２．５ｍｍ　ただし、屋内においても階段部・斜路に設置する場合はＪＩＳ規格とする。

　●誘導ブロック（線状突起）

　　・移動方向を指示するための突起。

　　・突起形状は棒状であり、その長手方向が移動方向を示す。

　　・線状突起の本数は４本を原則とし、ブロックの大きさに応じて増やす。

　　・線の頂部の幅１７ｍｍ～２１ｍｍ、長さは２７０ｍｍ以上。

　　・底部はそれぞれプラス１２ｍｍ以内（両側で）

　　・線の高さは２．５ｍｍ

　　・線の間隔は中心間で75ｍｍ

　●屋内用の場合のハーフドーム型

　　・線状及び点状の突起（靴底との接地面）が平面になっているもの。

　●色、色合い

　　・原則として色は黄色が良い。

　　・黄色の点字ブロックの両脇を５ｃｍ～１０ｃｍ程度の濃い色の線を付け、黄色の点字ブロックを目立つようにする。

　　・周囲の床の色が白・黄色・クリーム色・淡いベージュ、複雑なカラーパターンなどで黄色だとかえって見づらい場合に限り、次の代替色を使用する。

　　・代替色として濃い緑色、焦げ茶色など床面との対比がはっきりした色とする。

　●周囲との輝度比

　　・黄色とグレーの組み合わせでは最低２以上

　　・それ以外の色の組み合わせでは３以上。

　●施工上の注意

　　・床面・路面と同系色は採用しない。

　　・点や線の部分だけでなく、四角いブロックの面全体に同じ色を付ける。

　●鋲タイプ

　　・点や線だけの鋲タイプ（銀色）は見えにくいため使用しないことが望ましい。

３－４　第４回検討会

　３－４－１　第４回次第（合同部会）

　　　　　　　期日：平成２６年８月２５日（月）１５時～１６時３０分

　　　　　　　会場：日本盲人福祉センター２階研修室Ｂ・Ｃ

　　　　　　　次第　１　日本盲人会連合会長あいさつ

　　　　　　　　　　２　出席者自己紹介

　　　　　　　　　　３　経過報告

　　　　　　　　　　　（１）検討委員会

　　　　　　　　　　　（２）会議の経過報告

　　　　　　　　　　　（３）準ＪＩＳブロックについて

　　　　　　　　　　４　最終的な確認

　　　　　　　　　　５　今後の方向性について

　　　　　　　　　　６　事務連絡

　　　　　　　　　　７　閉会

３－４－２　ＪＩＳ基準外の視覚障害者誘導用ブロックの基準について

　　　名称　視覚障害者誘導用ブロック

　　　説明　屋内において、視覚障害者に対して、前方の危険の可能性もしくは歩行方向の変

更の必要性を予告すること又は歩行方向を案内することを目的とし、靴底や白杖

で触れることにより認知させる点状又は棒状の突起とする。

　　●警告ブロック（点状突起）

　　　・注意を喚起する位置を示す為の突起。これには分岐点及び階段・斜路部分を示す突起。

　　　・配列は並列配列とする。

　　　・点状突起を配列するブロック等の大きさは30cm四方以上。

　　　・点状突起の数は25（5×5）点を下限とし、ブロックの大きさに応じて増やす。

　　　・点の頂部の直径は１２ｍｍとする。

　　　・点の間隔は中心間で５５ｍｍ～６０ｍｍ

　　　・点の高さは２．５ｍｍ　ただし、階段・斜路・段差の前後は５ｍｍとする。

　●誘導ブロック（線状突起）

　　　・移動方向を指示するための突起。

　　　・突起形状は棒状であり、その長手方向が移動方向を示す。

　　　・線状突起の本数は４本を原則とし、ブロックの大きさに応じて増やす。

　　　・線の頂部の幅１７ｍｍ、長さは２７０ｍｍ以上。

　　　・線の高さは２．５ｍｍとし、台座部分を含まない。

　　　・線の間隔は中心間で75ｍｍ

　●ハーフドーム型

　　・線状及び点状の突起（靴底との接地面）が平面になっているもの。

　　・突起上面と斜面との交差角を持たせてつまずきや角の欠落防止、製造上の便宜を図るなどの場合には、角のRは2mm以下とする。

　　●色、色合い

　　・原則として色は黄色とする。

　　・黄色の点字ブロックの両脇を５ｃｍ～１０ｃｍ程度の濃い色の線を付け、黄色の点字ブロックを目立つようにする。

　　・周囲の床の色が白・黄色・クリーム色・淡いベージュ、複雑なカラーパターンなどで黄色だとかえって見づらい場合に限り、次の代替色を使用する。

　　・代替色として濃い緑色、焦げ茶色など床面との対比がはっきりした色とする。

　　●周囲との輝度比

　　　・黄色とグレーの組み合わせでは最低２以上。

　　　・それ以外の色の組み合わせでは３以上。

　　●施工上の注意

　　　・床面・路面と同系色は採用しない。

　　　・点や線の部分だけでなく、四角いブロックの面全体に同じ色を付ける。

　　●鋲タイプ

　　　・点や線だけの鋲タイプ（銀色）は見えにくいため使用しないことが望ましい。

３－４－３　今後の方向性について

　（１）業者からの意見

　　・経産省へのアプローチ

　　・ブロック検討委員会の継続的設置

　（２）当事者からの意見

　　・今後において、イベントなどで設置するのはどうか。

　　・当事者に２．５を含めて知らせる必要があると考える。

　　・地域の団体に知らせてほしい。

　　・来年の日盲大会において設置してほしいと考える。

・行政へのアプローチも大切である。

　　　・次への道としてつないでほしい。

Ⅳ　委員名簿

　１　当事者委員名簿（５０音順）

　阿部央美　群馬県視覚障害者福祉協会

　　　　今村秀治　神奈川県視覚障害者福祉協会

　　　　大竹　博　東京都盲人福祉協会

　　　　黒川雅江　千葉県視覚障害者福祉協会

　　　　小堀明美　横浜市視覚障害者福祉協会

　　　　笹川吉彦　東京都盲人福祉協会

　　　　蓮實光生　栃木県視覚障害者福祉協会

　　　　鈴木孝幸　日本盲人会連合

　　　　一柳直治　日本盲人会連合

　　　　小川敏一　日本盲人会連合

　２　業者委員名簿　（順不同）

丸西テクノストーン株式会社

株式会社大東

コマテック

株式会社光環境研究所

クリヤマ株式会社

錦城護謨株式会社

日進ゴム株式会社

文化軽金属鋳造株式会社

（一財）安全交通試験研究センター

草竹コンクリート工業株式会社

佐渡島　クリーンタイル

太平洋プレコン工業株式会社

株式会社ソーセキ

株式会社鍋島興産

三和コンクリート株式会社

大崎工業株式会社

　３　学識経験者名簿

　中央大学　研究開発機構教授　秋山哲男

　慶応義塾大学経済学部教授　　中野泰志